

# 電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインについて

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

大野係員

暑い！なんでこんなに暑いんだ！

栗本係員

そんなに暑いって連呼しないでよ。余計に暑くなるでしょ。

大野係員

だって本当に暑いんですもん。この時期にこれだけ暑かったら夏本番はどうなってしまうんでしょう…

栗本係員

気持ちは分かるけど、地球のために冷房も程々にしないとね。

大野係員

地球の前にこのままでは僕の体調の方が心配ですよ！

栗本係員

大野君の方はそんなに心配ないと思うけど、このまま温暖化が進んじゃうとどうなっちゃうんだろかね。

大野係員

そうですね！地球温暖化対策のために我々もなにかしないと！

川上係員

地球温暖化対策といえば、この前本省道路局からカーボンニュートラルの取組みの一環で「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」が出てましたね。

大野係員

え…

ああ～言われてみるとそんな気がするよ！

## 栗本係員

(絶対見てないな。)

大野君、せっかくだしこのガイドラインの内容説明してみてよ。

## 大野係員

栗本さん、なんでも僕が説明したら後輩のためにならないじゃないですか。せっかくだから川上君に解説をお願いします。

## 川上係員

せっかくのご指名なので不肖私が説明させていただきます！

このガイドラインは電気自動車等の普及促進に向けた環境整備の一環として、道路上に急速充電機器が設置される場合に道路管理者が道路占用許可申請等の審査の参考とするために策定されたものです。

## 栗本係員

そうだね、対象が急速充電機器のみになっているのはなぜか分かるかな。

## 川上係員

ガイドラインでは道路上に充電機器を置くことを想定しているため、長時間車両が駐停車することを避けるために急速充電機器のみを対象にしています。

## 大野係員

具体的にどのように道路上に設置することを想定していたんだっけ？

## 川上係員

ガイドライン上で想定されているのは歩道等と車道が分離されている道路において、窪んだスペースを充電スペースとして設置することが想定されています。つまり、歩道部分を車道のように車両が出入り出来るように工事を行い、充電用のスペースを作る形になります。

## 栗本係員

そのとおり。ちなみに、充電スペースを設置する際には充電スペースで充電している車両のドアの開閉が走行している車両の通行の支障とならないようなスペースを確保することになっているよ。

その他に何か留意しておくことはあるかな。

## 川上係員

駐車枠の幅や位置、充電機器の配置、事故防止の観点、沿道の状況への配慮、各種法令、計画等との整合や地域の駐車需要等との整合などに留意する必要がある、走行車両や歩行者への安全配慮はもとより、充電スペースを利用する車両の利便性についても留意することとなっています。

また、ドライバーが易く見つけやすいように案内サインを設置したり、複数の充電口を設置したりするなどして充電待ちによる渋滞が発生しないような対策に努めることとされています。

## 栗本係員

よく勉強しているね、それじゃあ占有許可の内容について確認していこうか。そもそも道路の占有物件については道路法上限定列举主義を取っていて、電気自動車のための充電機器については明確に記載されていないように見えるけど、どの条文に該当しているか分かるかな。これくらいは大野君に答えてもらおうか。

## 大野係員

もちろん分かりますよ！

平成 23 年 12 月 21 日に発出された「[規制・制度改革に係る方針]に基づく道路占有許可事務の取扱いの周知について」において、電気自動車のための充電機器については道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」に該当するものとして取扱うこととされてますよね。

## 栗本係員

やれば出来るじゃないか。ちなみに電気自動車に係る事務連絡はもう 1 件、「電気自動車のための充電機器の道路占有の取扱いについて」という事務連絡が平成 27 年 2 月 2 日に発出されていて、この事務連絡の中では無余地性の原則について触れられており、道路区域外に余地がある場合でも充電機器の利用者にとって不便な場所や多額の工事費用が生じる等の理由により設置が困難な場所については道路区域外に余地があるとは言えないとしていて、これらの事項を勘案して無余地性の判断を行うことにより利用者の利便性や占有者が現実的に設置可能となるように配慮されることになっているよ。

## 大野係員

(そんな事務連絡出てたんだ・・・) でも、そもそも工事費用以外にも占有するなら占有料がかかりますし、占有の対象次第では結構高額になりそうな気がしますけど。そうしたらあまり占有したがる人はいないんじゃないですか？

## 栗本係員

標準的な占有の対象は充電機器、充電スペース、保守用スペース、地下管路、地下電線、受電設備、案内サイン、上屋の他、駐車枠を加えた範囲となっているね。結構占有範囲が広いし、駐車枠だけでも結構お金がかかりそうだね。

## 川上係員

その点についてはガイドラインの中で、太陽光発電設備や風力発電設備と同様にカーボンニュートラルの推進に資するものなので、占有区域以外の清掃等道路維持管理への協力が行われる場合には占有料の額に 10% を乗じて得た額とすることも考えられるとしており、占有者の金銭的負担も配慮出来るように例示されています。

## 大野係員

(いつのまにこんなに成長していたんだ川上君・・・！でもまだ詰めが甘いかな！) でも、それでもやっぱり工事費用があるし、それに占有の期間は道路法上最高でも 5 年間になっているんだから、占有者に営利性がある以上、採算がとれないなら占有を希望する人も中々出てこないんじゃないかなあ！

## 川上係員

確かに占有が終了したら原状回復の必要が生じますが、道路管理者が引き続き設置を認める場合には、改めて占有許可の手続きを行えばいいわけですし、別の方法として、占有入札を行うことにより、道路法第39条の2第4項において20年以内の範囲で占有の期間を定められるので、充電機器の標準的な耐用期間も踏まえて入札占有指針に占有の期間を定める必要はあると思いますが、これにより間口は広がるのではないのでしょうか。

## 大野係員

(完全に負けた…) 本当によく勉強しているね…

## 栗本係員

言い合いしているうちにガイドラインに書かれている内容をほぼ網羅してしまったね。後は、当然のことだけど占有者には占有物件の維持管理がしっかり出来て、トラブルや故障発生などが起きた際にしっかり対応出来るよう体制を整えてもらうことが必要というくらいかな。道路管理者としては占有物件のトラブルによって道路の構造や交通に支障が出ることは避けたいからね。

## 川上係員

補足ありがとうございます。一通り自分で説明したことでより理解が深まった気がします。

## 大野係員

そういえば、栗本さんって確か電気自動車に乗ってましたよね。これで電気自動車ユーザーとしてはより便利になっていくかもしれませんね。

## 栗本係員

実は、最近あまり遠出することもなくて、電気自動車にしばらく乗らずにいたら動かなくなってしまうね。修理するお金もないし、日頃の維持管理って大事だよな…。

## 大野係員

(栗本さんも意外と抜けてるところがあるんだなあ。)

## ○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

### （道路の占用の許可）

**第三十二条** 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二～七（略）

2～5（略）

### （入札対象施設等の入札占用指針）

**第三十九条の二** 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一～四（略）
- 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
- 六～七（略）

3（略）

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5～7（略）

## ○道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）（抄）

### （占用の期間に関する基準）

**第九条** 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

- 一（略）
- 二 その他の法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設 五年以内

## ○「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」の公表について

### ■国土交通省ウェブサイト

URL : [https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001667.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001667.html)